

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊福島駐屯地
第387会計隊長 関 祐行

下記のとおり一般競争入札(不用物品売払)を実施するので、入札心得等関係事項を承知した上で参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	数量	単位	搬出期限	搬出場所
(使用済) 小型ドーザ	三菱2B型	1	UN	代金納付の日から5日以内 (令和4年10月31日までに搬出)	陸上自衛隊 福島駐屯地

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和4・5・6年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」で東北地域の資格を有し、「C」等級以上に格付けされた者であること。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- 上記第4号のほか、別紙「指名停止の措置に関する事項」による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊 契約班

4 現場説明会・現場確認の日時及び場所

現場説明会は実施しない。

現場確認は随時実施するものとし、**必ず担当者と調整の上で確認を実施すること。**(事前に連絡がない者の現場確認は認めない。)

現場確認及び現場に関する問い合わせ

陸上自衛隊福島駐屯地 第44普通科連隊 第4科 柏原(かしわばら)

電話024-593-1212 内線263 ※土日及び8月8日(月)~18日(木)除く。

5 入札の日時及び場所

- 日 時 : 令和4年8月30日(火) 13時30分
- 場 所 : 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊入札室
- 郵便入札 : 郵送等による入札は、下記会計隊の担当者へ事前に連絡すること。
また、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印し、「公告番号・入札書在中」と表記した封筒に入れて、**入札日の前日15時までに本官の手元に到着したものに限り有効とする。**
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**入札書等は努めて郵送等による提出にご協力ください。**)

6 保証金等

- 入札保証金: 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約を締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札した金額の100分の5を違約金として徴収する。
- 契約保証金: 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- 遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

7 落札決定方法

消費税込みの総額で入札するものとし、当隊の予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札とする。

ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効

- 第2項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札
- 入札金額及び入札者氏名(押印省略可)が判明し難い入札(押印を省略した場合で代表者及び担当者の氏名並びに連絡先の記入のない入札も無効となります。)
- その他入札に関する条件に違反した入札
- 入札に付する事項に変更又は修正が発生し、変更の公告がなされた場合において、その確認をし、変更又は修正をしていない者の入札
- 入札書に「暴力団排除に関する誓約書」に同意した旨の記載又は誓約書の提出及び「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等に同意する旨の記載がない者の入札
- 現場確認をしていない者の入札**

9 契約書の作成

- (1) 契約金額の如何に係わらず、落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。
契約書には、不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び中古品の売払いに関する特約条項を付す。

10 その他

- (1) 当隊所定の「入札心得等」を熟知の上参加すること。
(2) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。
(3) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札開始時までに「委任状」を提出すること。
(4) 「資格審査結果通知書(写)」は、入札前まで提出すること。(郵便の場合は同封又はFAX可)
(5) 電報・電話・FAX等による入札は認めません。
(6) 再度入札について、郵便入札がある場合は、官側が別に示す日時において実施する。郵便入札がない場合は、その場で実施するので予備の入札書を準備すること。
(7) 当該売払部品等を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可を得ること。
(8) 公告掲載ホームページアドレス(東北方面会計隊ホームページ)
<http://www.mod.go.jp/gsd/nea/nea/q/koukoku/fin/index.htm>

入札に関する事項の問い合わせ先

〒960-2156 福島県福島市荒井字原宿1
陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊 契約班

T E L. 024-593-1212 (内線 564)

F A X. 024-593-1212 (内線 348)

担当者: 相原(あいはら)

現場(物品)に関する問い合わせ

陸上自衛隊福島駐屯地 第44普通科連隊 第4科

T E L. 024-593-1212 (内線 263)

担当者: 柏原(かしわばら)

指名停止の措置に関する事項

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社的一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合